

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：12301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2017

課題番号：25780545

研究課題名(和文)20世紀初頭米国公立通学制聾学校における通常教育に準ずる教育の保障に関する研究

研究課題名(英文) Education of the public day schools for the deaf: A limited approximation to education of the public schools for hearing children in the early 20 centuries America

研究代表者

木村 素子(Kimura, Motoko)

群馬大学・教育学部・准教授

研究者番号：60452918

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ合衆国の通学制聾学校は、公立学校内に設置されるという立地的条件において通常教育に近接したが、教育目標・内容・方法の面でいかに通常教育に近似していたかといえ、その状況には都市や時代によって異なっていた。例えば、シカゴ校では、19世紀末までは聾者教師が中心であったこと、就学促進が優先課題であったこと、教育環境が適切でなかったことなどから、通常教育への近似は限定的であった。一方、20世紀に入ると通常教育への近似へ改革がなされるが、これは従来指摘されていたような聴者による一方的な主導ということだけではなく、聾者である関係者らも同化的な教育に賛同しており単純ではない過程を経ている。

研究成果の概要(英文)：This study aims to examine how education of the public day schools for the deaf tried to approximate to education of the public schools for hearing children. In Chicago case, the results indicated that day schools were established by deaf people to educate deaf children and that the state authorities and the Chicago School Board presumed that these schools could resolve the problem of overcrowded residential schools and reduce the number of uneducated deaf children in Illinois. However, the number of pupils attending day schools did not increase as expected, and the schools could not fully adopt a regular school curriculum, but it partially followed a curriculum similar to that used in the deaf residential school to meet the needs of deaf children. Teachers in day schools were forced to choose realistic measures to teach their pupils as best they could under such educational conditions. In the early 20 centuries, both hearing people deaf people approved the assimilated school reform.

研究分野：特別支援教育

キーワード：通学制聾学校 米国 通常教育

## 1. 研究開始当初の背景

今日、世界的潮流となっているインクルーシブ教育が、理念的には定着し実践的にも進展するなかで、日本においても諸外国においても、インクルーシブ教育の理念上の議論よりも、障害に由来する教育的ニーズに応えつついかにして統合的な教育の場において障害のある子どもに対して障害のない子どもと同等の教育の質を保障しようかという実際的な問題へと関心が移ってきている。なかでも通常の教育目標の水準をどう障害のある子どもに適合させ、教育課程をどう修正・改変するかなどに研究関心が寄せられるようになってきている。今日のインクルーシブ教育思想・実践の以前に、統合的環境における通常教育水準の教育・内容の標榜が試みられていたのが、公立学校に設置された特殊学級であった。この特殊学級を最早期に設置したのが聾教育である。たとえば、アメリカ合衆国では19世紀初頭にされた寄宿制聾啞院という家庭・地域から離れた施設で、基礎教育と職業教育に限って教育提供がなされていたのに対し、19世紀末に家庭から通学可能な地域の公立学校のなかに通学制聾学校(聾の特殊学級)を設置する形で、教育の場という面からだけでなく教育の水準・内容という意味においても、障害のない子どもの通常教育に準ずる教育を提供することを標榜し、その実質化を模索してきた。本来障害に由来する特別なニーズがあるはずの聾児に通常の学級においてどの程度通常の教育目標・内容・方法を適応すべきかという、今日のインクルーシブ教育における実践的・普遍的課題に迫りうる重要な研究課題である。

## 2. 研究の目的

通学制聾学校は従来の寄宿制聾啞院という分離的教育措置とは異なり地域の公立小学校内に設置され、義務教育制度が実効化する20世紀初頭に教育内容や教育方法の面で障害のない子どもと同等の教育の提供を標榜するようになる。本研究は、20世紀初頭アメリカの通学制聾学校において、障害に由来する教育的ニーズに配慮しながら、障害のない子どもと同様の教育目標・内容・方法による通常教育に準じた教育の聾児への提供とその質の保障がどのように行われていたのかを、口話教授方法の改善、学業不振児の判定・対処方法、教育課程改良、教員養成体制との関連から、明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究の方法

20世紀初頭米国通学制聾学校においてどのように通常教育に準じた教育の質が保障されようとしたのか、以下の研究課題を明らかにすることを通して明らかにすることとした。

(1) 米国内の通学制聾学校における口話法の教授方法改善の議論の体系的分析

(2) 米国内の通学制聾学校における教員養成体制の解明

(3) 公立学校一般における学業不振児の判定と対処方法との比較検討

(4) 米国内の通学制聾学校における教育課程の横断的分析と公立学校通常学級の教育課程との比較検討

実施の過程から、当初計画していた研究課題のうち、(4)を中心に明らかにするとともに、聾当事者の自治と教育内容の決定について検討を行うこととなった。

## 4. 研究成果

研究成果については、雑誌論文、学会発表、図書によって発表した成果である、以下の研究ごとにその概要を示す。

### 研究 : シカゴ通学制聾学校における通常教育への近似に関する研究(2015年『聴覚言語障害』掲載論文に関わる研究成果)

#### (1) 研究の目的と方法

1870年代から19世紀末までに創設されたアメリカの通学制聾学校のうち、公立学校内に単一特殊学級として設置される形式をとったシカゴ公立通学制聾学校を対象に、創設後の教育の実態とそのような実態をもたらした背景について検討することを目的とした。対象時期は、シカゴ校が創設された1875年から、学校数がそれまでの5校から10校前後へ増加し校長を始め指導体制も教育内容・方法の転換、とりわけ口話法への専心という言語指導法の大きな転換が起きる前年の1896年までとする。

使用する主な資料は、シカゴ市教育委員会年次報告(ARBEC)及び議事録(PBEC)のほか、イリノイ州立聾啞院(以下、イリノイ校)の(隔)年次報告(ARIIDD又はBRIIDD)、イリノイ州慈善委員会隔年次報告(BRPCIL)を使用する。

#### (2) 結果

##### 1) シカゴ公立通学制聾学校における通常教育に準ずる教育と聾特有の教育的ニーズへの対応

###### 多様な生徒の在籍と手話法の採用

シカゴ校では、教育歴、年齢、聴力特性の多様な生徒が在籍していた。また、19世紀末までは1項10名程度の生徒を教師1名のみで指導しており、上級学級を設置していた1項を除き、能力別・進度別学年が編成されていない、混合学年の学校であった。このような学校では、効率的教授が可能な手話法しか採用できなかった。手話法という指導法は、いわば、公立学校の障害のない子どもたちとは異なるコミュニケーション手段を用いることであり、この指導法の点で、シカゴ校は通常教育の近似をしていたわけではなかった。一方で、手話法を採用していたのは教師の半数かそれ以上が聾啞者又は半聾者であったことも、理念的に手話法選好の傾向にさせたし、生徒の発音の正否を判断しながらの発音指導や教師による発音・口形指示を伴う読唇指導を不可能にしていたことも背景にある。また、市教育委員会も州当局もシカゴ

校に求めていたのは新しい教育法による学校というよりも、就学促進であったことから、シカゴ校教師たちに教育方法の変更を迫るような機運も 1890 年代になるまで生じにくかったのである。

### **公立学校に準ずる教育と寄宿制聾唖院教員の折衷的教育内容**

基本的には公立学校教育課程を採用しつつも、適用可能な教育課程として寄宿制聾唖院で実施されているような聾唖児に合わせた教育課程とその履修方法を採用するという、寄宿制聾唖院と公立学校の折衷的教育課程が採られた。

シカゴ校は教育課程上、通常学級の教育課程に大部分準じていた。そしてそこにはイリノイ校では提供していない教育内容が含まれ、産業構造や人口構成が激変する世紀転換期の都市部に顕著であった実社会に有用なアメリカ市民の育成という目的を幾分なりとも反映していたといえる。

ただし、シカゴ校は原則的に公立学校に準じた教育内容を提供していたが、その準ずる程度について検討すると、実際の内容や履修方法、教科書の選定の点で完全な一致ではなかった。シカゴ校では、就学前の内容からグラマー学年修了までの教育内容を提供し、学年進行については公立学校 8 年制のシステムチックな進行方法とは相当異なっていた。教科書もシカゴ校と公立学校では異なっていた。

公立学校では指導しない内容としては、発音・読唇指導があったが、指導効果が期待できる生徒にのみ、正課外で行われていた。他州の通学制聾口話学校で目指されていたような口話習得はシカゴ校の教育目標にはなっていなかったこともわかる。すなわち、シカゴ校においては口話習得による自助する市民育成という教育目標の標榜はなかった。

したがって、シカゴ校の教育内容は公立学校に近似しつつも聾唖児向けに調整が施されたもので、グラマー第八学年相当を修了後のハイスクール教育や職業に特化した専門教育は提供されていなかった。一方で、聾児が聴児と全く同様の教育内容・方法によって学習することは難しく、シカゴ校で採られた一部教科書の免除や追加、履修進度の緩和、独自の教科書の採用といった教育内容・方法上の調整は、聾児にとって必要な修正・改変とも評価できよう。しかし、仮に教育内容・方法上の近似は保持されなくとも、知的障害のない聾児であればその教育目標と成果における公立学校教育への近似が通学制聾唖学校では目指されてもよいはずである。たとえば、19 世紀の時点でシカゴ校の役割があくまでも公立学校と同様に初等・グラマー学年相当の義務教育を提供することであるならば、公立学校の中に聾生徒の通学制ハイスクールを設置するか、聴生徒のハイスクールの通常学級に進学することが目指されても良かったとも思われる。しかし、実際にはその

ような議論はなく、19 世紀末までのシカゴ校から公立普通科又は専門科のハイスクールに進学した者は皆無であった。現実的には、年齢が長じてから、ハイスクール教育も職業教育も提供するイリノイ校への転校を前提とした進路が想定されていたようで、実際、職業教育を求めて年長生徒がイリノイ校へ転校したと思われる事例もあった。このように、シカゴ校では卒業後の就労や職業教育、ハイスクールにおける普通教育といった教育的ゴールの多様な選択肢は想定されておらず、教育内容・方法上の公立学校教育の部分的採用を行っていたに過ぎない。つまり、19 世紀のシカゴ校は限定的にしか公立学校教育に近似していなかったといえる。

### **2)シカゴ公立通学制聾唖学校における通常教育への限定的近似の背景**

#### **公立学校制度の未整備による通学困難**

シカゴ校での通学制学校教育が現実的な教育にならざるをえなかったのは、創設から 19 世紀末までのシカゴ校は、広い市域に 5 校のみ散在するという立地条件、公立学校内に 1 教室を間借りするという学級配置、多様な生徒を混合学年で指導するという学級編成、公立学校全体の過密による頻繁な教室移転と悪環境の教室配当、遠距離通学生徒や貧困生徒への運賃や寄宿費の公的不援助・不提供といった条件下にあり、このような環境は生徒たちにとって通学しにくく学びにくいものであったからである。

上述のような環境をもたらしした要因として、シカゴ公立学校制度が制度的整備の途上であった上、急激な人口増加によるさらなる学齢児童の増加に対処しきれいでなかったことがある。イリノイ州では 1883 年に最初の義務就学法が制定されたがシカゴはその実質化にほど遠い状況で、毎年数万人単位で人口が増加していく中で不就学および怠学が問題となっており、教室数も圧倒的に不足していた。通学している生徒でも多くの生徒が二部授業での指導を甘受し、市教育委員会借上げの校舎等で授業を受ける者もいた。このような整備途上の公立学校制度の状況にあって、通学制聾唖学校が教室環境も通学条件も良好な場に教室を確保することは困難で、広い市域に散在する聾生徒の通学は困難を伴ったと思われる。聾生徒の通学方法は、徒歩通学のほか、遠距離通学のため路面電車等の交通機関の利用もあった。しかし往来の多い市内を年少生徒が通学するには付添人が必要で、付添人がいなくなったことを理由に退学する年少生徒もいた。また、年少でなくとも、雨天時や降雪時等の悪天候により遠距離・近距離通学者も出席が阻害されることがあった。さらに、交通網が発展していても (Grossman, Keating & Reiff [2004]91-92, 791-792) その運賃支弁が困難な貧困生徒があり、シカゴ校教師らは時折、運賃援助をしていたという。これに加えて毎年あるいは年度に複数回のシカゴ校の頻繁な移転が通

学困難に拍車をかけ、19世紀末までの生徒の通学の可否は、上述のようなシカゴ学区公立学校における過密と混乱に大きく左右された。

こうした厳しい通学条件下では、シカゴ校の生徒たちの出席は不規則となり、たとえばシカゴ校では義務就学法施行前の基準であるが公立学校の一学年修了基準である日々平均通学160日に満たない生徒が6割超であった。つまり、よく通う生徒、欠席が多い生徒、年度途中に入学した生徒、年齢も聴力特性も言語習得状況も異なる生徒が混在する学級という条件下で、シカゴ校の教育は寄宿制聾啞院教育と公立学校教育の折衷的教育とならざるをえなかったし、効率的な指導手段である手話法を採用することとなったといえる。また、よく通う生徒や自力通学できる年長生徒でさえハイスクール進学や就職などの成果がでなかったのは、相対的な学力上位層の生徒にとってもシカゴ校はそのニーズに合った教育を十分に提供できなかったということの証左である。

### シカゴ通学制聾啞学校における就学促進の挫折

シカゴ校はこうした厳しい条件下にあり、当然、多くの生徒を引きつける学校にはなりえなかった。それにもかかわらず、就学促進を期待していた州当局や市当局は1880年代前半までは、シカゴ校の成果に十分に注意を払っていたといえない。州慈善委員会でA.G.ベルに代表されるような国内の聾教育とりわけ口話法教育の動向や通学制聾啞学校運動について検討するようになったのは1880年代半ばであり、この1884年の検討も現行シカゴ校の運営に関する是非を検討するものというよりも、過密であるイリノイ校を第二州立校設置で解消しようとした当初の案の再検討のため、寄宿制学校と通学制学校の得失を協議するためのものであった。

### 3) まとめ

19世紀までのシカゴ通学制聾啞学校では、公立学校の教育課程を取り入れつつも、その内容と履修システムの適用は部分的であり、寄宿制聾啞院で採用されていたような教育内容や教科書も準用しながら、公立学校と寄宿制聾啞院の折衷的な教育課程を現実的に採用するに留まった。また、その進路設計は、あくまでも公立学校教育の義務教育段階を提供することであり、かといってシカゴ公立学校制度内に聾生徒のための通学制ハイスクールを設置する構想はなく、聴生徒対象の通常ハイスクールに進学することが目指されるような次元にもなかったため、19世紀にハイスクール進学者は皆無であった。それどころか、義務教育段階の履修も達成されず半ば退学する生徒も少なくなかった。さらに、寄宿制聾啞院に近い教育観をもち、口話指導が身体的条件からも難しい聾者教師が大半を占めたことから、シカゴ校では他州の口話法による通学制聾学校が標榜したような

口話の獲得による自助する市民の育成、あるいはコミュニケーション方法における一般市民への近似という目標も想定され得なかった。

## 研究：東部・中西部諸州の通学制聾学校における教育課程に関する研究(2016年日本特殊教育学会における研究発表に関する研究成果)

### (1) 研究の目的と方法

19世紀末までの通学制聾学校がその教育課程と履修方法の点で通常教育にいかにかに近似しようとしていたのかを明らかにする。対象時期は19世紀末までとし、対象都市はこの時期までに創設されたマサチューセッツ州、オハイオ州、ウィスコンシン州、ミシガン州等の東部・中西部都市とする。主資料は、Fay(1893) "Histories of American Schools for the Deaf, 1817-1893," の、及びWettstein(1904)、Wesselius(1905)、Winnie(1912)等の単行資料とした。

### (2) 結果

#### 1) 準ずる教育課程と聾児用に変更した教育課程の適用 就学後数年における言語学習に特化した教育内容と口話法

多くの通学制聾学校では、採用するコミュニケーション・モード、開設時期に関わらず、就学後3年前後は公立学校の通常の教育課程に変更を加えているといい、その変更とはつまり、言語習得に関する教育内容への専心である。シカゴ(手話法、1875年立)も、ミルウォーキー(口話法、1883年立)も最初の数年、シンシナティ・オーラル(口話法、1886年立)も最初の4年間は言語学習中心となっており、教科学習の前提条件として必須である言語習得が優先される。

しかし、口話法採用の学校では、第一に、読み書きだけでなく発音の学習も入り、第二に、発音器官の陶冶や音韻獲得に有益と思われる身体訓練(ボストン、1869年立) 感覚(触覚)訓練・視覚訓練・聴覚訓練(ミルウォーキー幼稚部)、リズム活動(ミルウォーキー)が加わる点で、学習すべき内容は多岐に渡り寄宿制聾啞院とも公立学校とも異なるという、手話法校との相違がある。

#### 一定の言語習得後の教科学習の導入とその内容

言語習得が一定程度なされると、引き続き必要な言語学習を除き、公立学校適用の教育課程(ボストン、シンシナティ・オーラル)または「できる限り」準ずる教科学習(ミルウォーキー)が導入される。先駆校ボストンを例にとれば、初等部から算数、手工訓練が導入され、グラマー部では初等科学、地理、歴史が加わる。一方で、一日5~10分程度であるがモラル・トレーニングが始業時の帯時間で初等部から設定されているのは、シカゴで週に一度「道徳・習慣課題」が設定されていたことに類似している。

### 手工訓練における3つの教育的意図

19世紀末の公立学校では手工訓練が拡大していったが、それは職業教育につながるという意図だけでなく、「なすことによって学ぶ」教育的意図もあった。通学制聾学校でも両方の意図が窺える場合もあれば、対象年齢が年長児であること、放課後に実施されていたこと、縫製、家政、植字等の職種であることを鑑みると、職業教育につながる意図が中心の場合もあったようである。一方で、ボストンの初等部に代表されるように、言語学習を推進するものとして「観察レッスンと手工訓練」が設けられ、色・形の弁別や粘土や折り紙が指導されていたことは、通常教育とは異なる教育的意図をもった手工訓練が実施されていた点で特徴的である。

### 2) 公立学校に準じた学年制・進級制の部分的適用

8学年制の採用など、公立学校と同じ学年制・進級制を採っている学校が多いが、聾児特有の学習の困難さや、通学制聾学校では就学年齢が5歳で一律に入学ではないことも手伝い、一学年課程の一年での修了は例外的で、実際は公立学校の学年制とは異なるクラス分けを併用していた。シカゴでは上級が2クラス、上級以外が1クラスという区分を採用し、ウォーソー(WI, 1890年立)も初等、中等、進歩の3編成であった。一方で、ボストンは初等部、グラマー部から成り、さらに初等部を5クラス、グラマー部を7クラスに編成し、クラス別の詳細な教育課程を確立していた。このような違いの背景の一つは、通学制のもつ生徒数の問題であり、19世紀末までのシカゴや、他の中小都市では1クラス生徒10名弱、教師1~2名の学校が主であったが、ボストンは独立校型で生徒100~120名、教師12~16名体制であった(1890年代)ことがある。一方、正規年限での修了が難しいとなると、教科学習前の言語学習が数年必要なことも加わって、次第に通学制聾学校でも幼稚部設置(クリーブランド、1892年立; ミルウォーキー)や就学年齢の下延長(WI)が検討されるようになる。

### 3) 東部・中西部都市における通常教育の部分的適用の背景

シカゴ以外の都市でも教育課程や履修方法については、原則は通常教育に準じていても実際は部分的適用であった。それには、第一に聾児特有の言語習得困難、第二に遅い就学年齢、第三に最適なクラス編成困難、第四に中西部特有の外国語母語家庭の新移民子女の就学等が作用していたであろう。しかし、シカゴと比べると、口話法校における聾児用の教育内容への改変は、上述のような制約的条件による消極的理由からだけでなく、口話法による言語習得促進のための積極的改変ともいえる。一方、卒業後の自立像には各都市で微妙な相違があり、19世紀末までのシカゴでは「自助する市民」であるが、口話法学校では1880年代時点でもこれに「口話でコ

ミュニケーションができる」という要素が加わる(MPLAR[1886]84)。それでも実際の進路は、就職できた場合は職人的職業が主だったようで(Osborn[1893]5)。多くの者に顕著な成功もたらされたとは言い難く、1890年代ミルウォーキーではハイスクールや商業カレッジ進学者も出てきたが、その対象を見ると読話と発話に優れた半聾で(Spencer[1893]22) WI州は教育面(教育課程、方法、教科書、教員養成等)・運営面(安定的財源)で全州統一的なシステムを採ったが、WI州をもってしても、成果は一部の生徒に限定的であったことが示唆される。

**研究 : 通学制聾学校における教育課程の規定要因としての聾当事者の自治に関する研究(2015年日本特殊教育学会における研究発表に関する研究成果ならびに2016年刊行『In Our Own Hands: Essays in Deaf History, 1780-1970』掲載の寄稿論文に関する研究成果)**

#### (1) 研究の目的と方法

1875年にシカゴで創設された通学制聾学校(以下、シカゴ校)において聾当事者がその学校運営に対しどのような自治をし、またその自治はどう制限されたのかを明らかにし、その自治の様相がシカゴ校の教育目標、内容、方法等の決定にどのように影響を与えたのかを検討した。対象時期は1875年から1920年までで、主資料はイリノイ州立聾啞院(以下、イリノイ校)発行の週刊新聞“The Deaf-Mute Advance”(1870-1902)、“The New Era”(1903-1906)及び“Annual Report of the Chicago Board of Education”(1870-1925)とした。

#### (2) 結果

##### 1) シカゴ校創設時の聾当事者の自治と市教委からの承認

イリノイ州の通学制聾学校創設運動は1874年に創設されたシカゴ聾啞協会によるもので、メンバーは他州聾啞院卒の聾者たちから成った。彼らは聾教育に関する意思決定に関して「聾」であるから排除されることはなく、聾であることがむしろ好意的に働いた。彼らは市教育委員会の前で手話によるスピーチをしたが、聾学校卒でありながらシカゴで職を得ている彼らは、聾教育がシカゴで自立でき聴者の前で知性を披露することさえできる聾市民を作ることを実現した。さらに協会が用意した不就学聾児名簿も市当局の懸案であった不就学・怠学解消を期待させたし、教員経験者を含む協会メンバーは学校設立時に必要な教員確保も担保した。こうして聾者である協会メンバーの意思表明は承認され、学校設立となった。

##### 2) 聾者教員による学校改善とシカゴ聾当事者グループによるEmery校長解任運動 - 創設から1890年代前半 -

シカゴ校初代校長は協会メンバーでもあ

った P.A. Emery (在職 1875-1891) で、聴者校長 M. McCowen (在職 1896-1917) に変わるまでシカゴ校には 18 名の教員が在職した。その内 5 名が聾者、1 名が半啞で、聾者教員は概ね長い在職期間であった。シカゴ校最初の 20 年は不遇の時代で、財源に乏しく教室環境や通学条件の厳しさから生徒数が伸びず教育の質も低迷していたが、その改善のために聾者教員らは州補助獲得に向け議員にかけあったり、放課後に不就業児宅への訪問勧誘をしたり、通学費が思弁できない生徒に運賃援助したり、自宅へ寄宿させたりした。それらの多くは大きな改善に結実しはしなかったものの、聾者が学校運営改善へ積極的に関与していたといえる。これらのことは市教委年報を中心に記載があるが、この時期にはまだ市教委が学校運営の問題を改善すべき課題として十分に認識しておらず、聾者教員らによる奔走を評価していたともいえる。

しかしながら、聾者コミュニティによる媒体であるイリノイ校発行週刊新聞を通してみれば、シカゴ校最初の 20 年の不遇は異なった様相を見せる。シカゴ校は 1897 年の州補助法施行を契機に幼児への口話法教育の先駆である McCowen 校長体制となった。全国的に口話法隆盛期でもあることから、シカゴ校のこの変化はシカゴ市教委を初めとする聴者主導の Oralism とのみ解釈されがちであった。しかしこれはシカゴの聾者コミュニティの Emery 解任運動にもその一因があった。イリノイ校新聞には 1885 年からシカゴ校の生徒数が非常に少ない割に教員数が多く予算がかかりすぎていることと、教育水準も他州に比べても遅れていることが指摘され始め、1890 年にはこのようなシカゴ校運営の不調は Emery 校長とその妻(聾者)と娘(聴者)が原因で、"Emery Family Trust" だと揶揄されるようになった。シカゴ聾者コミュニティでは Emery 擁護派と解任運動派が論争となり、市当局にも働きかけ外部専門家による調査の要望まで取り沙汰された。1892 年には解任派の運動成功を喜ぶ声と Emery 解任後に推挙したアメリカ聾啞カレッジ師範部中退の聴者青年 Vaught 新校長への期待が記事となった。

### 3) 1890 年代後半からの聾当事者の自治の制限と親の役割拡大

その後シカゴ校の教育低迷は、市教委の関心にもなった。1894 年には全校実態調査が行われ、市内 5 校に散在していたシカゴ校を寄宿舎併置のセンター校へ集約することの是非を問う親対象の質問紙調査が行われたほか、市教委はシカゴ校や寄宿制聾啞院卒業生からのシカゴ校への要望を記した書簡も受け付けた。つまり、この 1897 年に結実するシカゴ校学校改革運動において、市教委が聾者の意見表明を承認し、聾者による自治を一定程度許容していることがわかる。

しかし書簡で賛同した聾者の意見や当初センター校案に賛同した市教委の意見に反

し、1897 年にシカゴ校は結局 10 校を超える小規模校を市内に散在させるシステムへと転換する。この案はシカゴ聾児の親の会によるものであった。会員には親以外にもシカゴの実業家、A. G. Bell, C. Yale, R. C. Spencer といった当時の口話教育有力者がいた一方、シカゴ校教師の J. E. Gallagher やシカゴ聾啞使節団の P. J. Hasenstab らの聾者の名も並んだ。つまり聾者であるから聾者校長や従来型の寄宿舎型聾教育を支持するのでも、口話教育を全て否定するのでもなく、聾者教員も聾当事者も多様な意見と行動をとっていた。

一方で当時新規であった口話教育や小規模校型聾教育が市教委や市民からの支持を得やすかったことは事実である。また 1900 年代になると聾教育に関する決定権をもつのは親であるとして、聾者による意見表明という次元の自治すら市教委から明確に制限され始める (Van Cleve [1993])。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

木村素子、20 世紀転換期米国通学制聾学校における聾者の自治と手話 - イリノイ州シカゴを中心に -、手話学研究、査読無、26 巻、2017、pp. 103 - 125.

木村素子、19 世紀シカゴ公立通学制聾啞学校における通常教育への限定的近似とその背景、聴覚言語障害、査読有、44 巻 1 号、2015、pp. 1-12.

[学会発表](計 2 件)

木村素子、19 世紀米国通学制聾学校における通常教育の部分的適用とその積極的理由 - 東部・中西部都市の教育課程・履修方法を中心に -、日本特殊教育学会、2016 年.

木村素子、20 世紀転換期シカゴ通学制聾学校における聾当事者の自治、日本特殊教育学会、2015 年.

[図書](計 1 件)

Kimura, M.: From Deaf Autonomy to Parent Autonomy in Citizenship Education at Chicago Public Day Schools, 1874-1920. Greenwald, B. & Murray, J. (Eds.): *In Our Own Hands: Essays in Deaf History, 1780-1970*. 2016, Gallaudet University Press, Washington, DC., pp. 61-89.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

木村 素子 (KIMURA, Motoko)

群馬大学・教育学部・准教授

研究者番号：60452918